

## 総会

配布：限定

2016年9月13日

原文：英語

### 第 71 会期

暫定議事日程の議題 13 および 118\*\*

経済的、社会的および関連分野における主要な国際連合  
会議並びにサミットの成果の統合されたまた調整された  
実施およびそれに対するフォローアップ

ミレニアムサミットの成果に対するフォローアップ

総会の第 71 会期において総会による難民と移民の大規模な移動に対処することに関  
するハイレベル本会議に付託された決議案

難民と移民のためのニューヨーク宣言

総会は、

難民と移民の大規模な移動に対処することに関するハイレベル本会議の以下の成果文書を採  
択する。

難民と移民のためのニューヨーク宣言

難民と移民の大規模な移動の問題に対処するため 2016 年 9 月 19 日にニューヨークの国際連合

---

\* 2016 年 9 月 15 日に技術的理由のために再発行。

\*\* [A/71/150](#)

本部で会合している、我ら、国家および政府の長並びに上級代表は、以下の政治宣言を採択した。

## I. 序

1. 最も初期の時代から、人類は移動してきている。ある人々は、新しい経済的機会や未知の領域を捜して移動している。他の人々は、武力紛争、貧困、食料の不安、迫害、テロリズム、または人権侵害や虐待を逃れるために移動する。さらにそれ以外の人々は、気候変動の悪影響、自然災害（そのうちの幾つかは気候変動と結びつく可能性がある）またはその他の環境的要因に対応して移動している。実際、多くの人々が、これらの理由の組み合わせのために移動している。

2. 私たちは、難民と移民の大規模な移動の大きくなっている世界的現象に国際社会が最も良く対応すべき方法を今日審議してきた。

3. 私たちは、前例のないレベルの人の移動性を今日の世界において目撃している。かつてないほど多くの人々が、自分が生まれた国以外の国で生活している。移民が、世界の全ての諸国に存在している。彼らの多くは、何事もなしに移動している。2015年に彼らの数は、世界の人口以上に早い割合で増えて、2億4,400万人を上回った。しかしながら、2,100万人以上の難民を含む、およそ6,500万人の強制的に立ち退かされた人々、300万人の亡命希望者そして4,000万人以上の国内避難民がいる。

4. 1年前に持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>1</sup>を採択することにおいて、私たちは、包括的な成長および持続可能な開発のために移民が行った積極的な貢献を明確に認識した。私たちの世界は、その貢献にとって良い場所である。安全な、秩序あるそして規則的な移住の利益と機会は、持続的でありまたしばしば過小評価されている。他方で、大規模な移動における強制的な移送と規則的でない移住は、しばしば複合的な課題を示している。

5. 私たちは、国際連合憲章の目的と原則を再確認する。私たちはまた、世界人権宣言<sup>2</sup>も再確認しそして中核的な国際人権条約を想起する。私たちは、地位に関わりなく、全ての難民と移民の

---

<sup>1</sup> 決議 70/1。

<sup>2</sup> 決議 217A (III)。

人権を、そして全ての者が人権の保持者であることを、再確認し十分に保護する。私たちの対応は、国際法および国際人権法、並びに、適当な場合には、国際難民法および国際人道法に対する十分な遵守で示すことになる。

6. 彼らの取扱いは別々の法的枠組により決定されるけれども、難民と移民は、同じ普遍的な人権と基本的自由を持っている。彼らはまた、多くの共通の課題に直面し、大規模な移動の状況を含めて、同様の脆弱性を持っている。「大規模な移動」は、到着している人々の数、経済的、社会的および地理的背景、対応する受け入れ国の能力、そして突然のまたは長期の移動の影響を含む、たくさん考慮すべき事柄を熟考すると理解される可能性がある。例えば、用語は、一国から他国への移民の定期的な流れを含んでいない。「大規模な移動」は、難民であれ移民であれ、異なる理由で移動するが同様の経路を利用する、人々の混ざり合った流れに関与する可能性がある。

7. 難民と移民の大規模な移動は、全ての国境を越える政治的、経済的、社会的、開発の、人道的なそして人権の効果がある。これらは、地球規模のアプローチと地球規模の解決を求めている地球規模の現象である。どの国家も、自らに関するそのような移動を上手に扱うことはできない。多くが途上国である、隣国または通過国は、過剰に影響される。その能力は、自国の社会的および経済的一体性と開発に影響しつつ、多くの事例においてひどく使い尽くされてきている。加えて、長引いた難民危機は、関与した国にとってそしてまた難民の受け入れ諸国や共同体にとって長期の影響を伴って、今やありふれたことである。より一層の国際的な協力が、受け入れ諸国や共同体を支援するため必要である。

8. 私たちは、人がコントロールできない理由のために、自らの家から自身や家族を追い立てることを強制された世界の異なる部分にいる何百万もの人々との、心の底からの連帯と、彼らに対する支援を宣言する。

9. 大規模な移動における難民と移民は、しばしば絶望的な厳しい試練に直面する。多くの者が生き延びない可能性のある、危険な旅に乗り出す時、多くの者が、非常にあぶない橋を渡る。ある者は、密輸業者を含む、犯罪者集団のサービスを用いざるを得ないように感じ、またその他の者は、そのような集団の犠牲になるかまたは不法取引の犠牲者となる可能性がある。彼らが目的地に到着する場合でさえ、彼らは当てにならない迎え入れや不安定な未来に直面する。

10. 私たちは、命を救うことを決意している。私たちの課題は、中でも道徳上のまた人道主義的である。同様に、私たちは、長期のそして持続可能な解決を見つけ出すことを決意している。私たちは、私たちが使えるあらゆる手段で、脆弱な状況にある無数の難民と移民が苦しんでいる虐待や搾取と闘う。

11. 私たちは、人道に叶った、配慮の行き届いた、情け深いそして人々中心のやり方で、難民と移民の大規模な移動を上手に扱う共同責任を認めている。私たちは、国際協力を通してそうすると同時に、これらの移動に対応する様々な能力と資源があることを認識している。国際協力、およびとりわけ出身または国籍、通過および目的地の諸国間の協力は、これまでにないほど重要である。この分野における「ウィンーウィン」の協力は、人類のための重大な利益を有している。難民と移民の大規模な移動は、国際法の下での国家の義務に適合した包括的な政策支援、援助および保護を持たなければならない。私たちは、彼らの人権と基本的自由を十分に尊重する義務をまた想起し、そして私たちは、安全にまた尊厳をもって自らの生活をおくる彼らの必要性を強調する。私たちは、今日影響を受けた者並びに将来の大規模な移動の一部となるであろう者に対する私たちの支援を誓約する。

12. 私たちは、予防外交に基づく危機的状況の早期予防を目的とした取組を増やすことを通じたものを含めて、難民と移民の大規模な移動の根本原因に対処することを決意した。私たちは、紛争の予防と平和的解決、人道主義的な、開発および平和構築努力のより一層の調整、国のまた国際的なレベルでの法の支配の促進、並びに人権の保護を通してまた根本原因に対処する。同様に、私たちは、貧困、不安定、周縁化および排斥により引き起こされた移動、並びに最も脆弱な住民に対する特別な関心と共に、開発および経済的機会の欠如にも対処する。私たちは、その能力を強化するため出身諸国と協働する。

13. 全人類は、自由として生まれそして尊厳と権利において平等である。全て人は、法の前の人としてあらゆるところで認められる権利を持っている。私たちは、国際法の下での義務が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位に基づくあらゆる種類の差別を禁止していることを想起する。しかし、世界の多くの地域において私たちは、難民と移民に対する外国人排斥のまた人種差別的な対応を、大きな懸念をもって、

ますます目撃している。

14. 私たちは、難民と移民に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の行為や表現を、また宗教あるいは信念に基づくものを含む、固定観念をしばしば彼らに適用することを、強く非難する。多様性は、あらゆる社会を豊かにしそして社会的一体性に貢献する。難民または移民を悪魔呼ばわりすることは、私たちが深く関わってきた全人類に対する尊厳と平等の価値を心の底から損ねている。これらの普遍的価値の誕生の地であり管理者である、国際連合に今日集まった私たちは、外国人排斥、人種差別および不寛容のあらゆる表現を憂慮する。私たちは、とりわけ憎悪犯罪、ヘイト・スピーチおよび人種間の暴力に関する、そのような態度や行動に対抗するため様々な措置を講じる。私たちは、外国人排斥に対抗するため事務総長により提案された地球規模のキャンペーンを歓迎し、そして国際法に従って、国際連合および全ての関連する利害関係者と協力してそれを実施する。このキャンペーンは、受け入れ共同体と難民と移民との間の直接の個人的な接触を、特に、強調しそして難民と移民並びに私たちの共通の人間性により為された積極的な貢献を強調することになる。

15. 私たちは、民間部門と難民と移民組織を含む市民社会に対し、私たちが今日行った公約を実施するための取組を支援するマルチ・ステークホルダー同盟に参加することを招請する。

16. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて、私たちは誰も置き去りにしないことを誓約した。私たちは、私たちが、全ての国家および国民のために並びに社会の全ての階層のために達成される持続可能な開発目標と具体的目標を見ることを望んだことを宣言した。私たちは、最も遅れをとるところに最初に到達するため努力することをまた述べた。私たちは、移民または難民の具体的必要性に関連する私たちの公約を今日再確認する。2030 アジェンダは、私たちが、計画されそして良く管理された移民政策の実施を通したものを含めて、人々の秩序ある、安全な、規則的なそして責任ある移住および移動性を促進することを、特に、明確にした。難民、国内避難民と移民の必要性は、はっきりと認識されている。

17. 2030 アジェンダの全ての関連する規定の実施は、移民が持続可能な開発を成し遂げる積極的貢献の強化を可能にすることになる。同時に、それは移民が発生する諸国におけるより恵まれた条件を創り出すことに役立ちつつ、強制移送の根本原因の多くに対処することになる。2030 アジ

エンダの採択の一年後の、今日を迎えて、私たちは、難民と移民のための同アジェンダの十分な可能性を実現することを決意している。

18. 私たちは、仙台防災枠組 2015-2030<sup>3</sup>および災害に関連するリスクを緩和するための措置に関するその勧告を想起する。気候変動に関するパリ協定<sup>4</sup>に署名した批准した国家は、同協定を歓迎しそしてその実施を引き受けている。私たちは、難民と移民に適用可能なその規定を含む、第三回開発資金会議のアジス・アベバ行動計画<sup>5</sup>を再確認する。

19. 私たちは、このハイレベル会合の準備として 2015 年 12 月 22 日の総会決定 70/539 に従って準備された、「安全と尊厳のために：難民と移民の大規模な移動への対応」と表題のついた、事務総長の報告書<sup>6</sup>に留意する。2016 年 5 月 23 日と 24 日にトルコのイスタンブールで開催された世界人道サミット、2016 年 3 月 30 日に国際連合難民高等弁務官事務所により招集されたシリア難民に関する責任分担についてのハイレベル会合、2016 年 2 月 4 日にロンドンで開催された「シリアと同地域を支援すること」に関する会議および 2015 年 10 月 21 日にブリュッセルで開催された、ソマリア難民に関する誓約会議は、政府間で合意された成果もなければまた範囲において地域的でもないことを認識するとは言え、私たちは、これらに留意する。人の密売、人の取引および関連する越境犯罪に関するバリ・プロセス、欧州連合－アフリカの角移動経路イニシアティブおよび人身取引と移民の密入国に関するアフリカ連合－アフリカの角イニシアティブ（ハルツーム・プロセス）、ラバト・プロセス、バレッタ行動計画、ブラジル宣言および行動計画、のような地域的なイニシアティブが、本質的に地域的でありまたそれに参加した諸国だけに適用されることを認識するとは言え、私たちは、これらに留意する

20. 私たちは、国内で追い立てられた非常に多くの数の人々と難民または移民として他の国において保護と支援を求めるかもしれないそのような人の可能性を認識する。私たちは、国内避難民のための適切な保護と支援を確保し、そしてそのような立ち退きを防止し削減するための効果的な戦略についての影響の必要性に留意する。

---

<sup>3</sup> 決議 69/283、添付文書 II。

<sup>4</sup> [FCCC/CP/2015/10/Add.1](#)、決定 1/CP.21、添付文書を参照。

<sup>5</sup> 決議 69/313、添付文書。

<sup>6</sup> [A/70/59](#)。

## 公約

21. 私たちは、難民と移民の両方に適用される一連の公約、並びに難民と移民に対する別々の一連の公約を本日、是認した。私たちは、異なる国内の現実、能力および開発のレベルを考慮しつつまた国の政策と優先事項を尊重しつつそうしている。私たちは、国際法に対する私たちの公約を再確認しそしてこの宣言およびその添付文書が、国際法の下での国家の権利と義務に適合した方法で実施されるべきことを強調する。幾つかの公約が一つの集団に主に適用可能であるとは言え、それらはその他にも適用可能となる可能性がある。更に、それらは、私たちが今日審議している大規模な移動の文脈において全て形作られているとは言え、多くは規則的な移住にもまた適用可能であるかもしれない。本決議の添付文書 I は、包括的な難民対応枠組を含みそして 2018 年に難民に関するグローバル・コンパクトの達成に向けた措置を示しており、同時に添付文書 II は、2018 年に安全な、秩序あるそして規則的な移住のためのグローバル・コンパクトの達成に向けた措置を定めている。

## II. 難民と移民の両方に適用される公約

22. 関与する問題に対する包括的な対処方法の重要性を強調しつつ、私たちは、私たちの国に到着する全ての人々、そして特に難民であろうと移民であろうと、大規模な移動にある者に対する、人々中心の、配慮の行き届いた、人道に叶った、尊厳のある、ジェンダー対応のそして迅速な受け入れを確保する。私たちは、彼らの人権および基本的自由に対する十分な尊重と保護をまた確保する。

23. 私たちは、危険に晒されている女性、子ども、特に付き添いのいないまたは家族から引き離された者、種族的や宗教的な少数者の構成員、暴力の被害者、高齢者、障がい者、何らかの理由で差別された人、先住民、人身取引の被害者および移民の密入国の状況における搾取と虐待の被害者を含む、難民と移民の大規模な移動の範囲内で旅行している脆弱な状況にある全ての人々の特別な必要性を認識しそして国際法の下での私たちの義務に従って、対処する。

24. 国家が、自らの国境を管理しそして支配する権利と義務を有していることを認識しつつ、私たちは、国際人権法および国内難民法を含む、国際法の下での適用可能な義務に適合して、国境出

入国管理手続を実施する。私たちは、越境組織犯罪、テロリズムおよび違法貿易と闘うことに関する問題を含む、国家にとっての重要な安全上の要素としての出入国規制と管理についての国際協力を促進する。私たちは、国境地区で働く公務員および法執行官が、国際的な国境を越えているかまたは越えることを求めている全ての人々の人権を擁護するため訓練されていることを確保する。私たちは、訓練および最善の慣行の交換に関するものを含めて、国際的な国境管理協力を強化する。私たちは、この分野における支援を強めそして適切な場合には能力を築くことを助ける。私たちは、ノン・ルフールマンの原則に沿って、個人は国境で返されてはならないことを再確認する。私たちは、これらの義務および原則を擁護するとは言え、国家が不法な国境通過を防止するための措置を講じる権利をもつことをまた認める。

25. 私たちは、難民と移民の大規模な移動に関連する正確な情報を集めるよう努力する。私たちは、難民と移民の国籍並びに移動の理由を正確に特定するための措置をまた講じる。私たちは、難民としての国際的な保護を求めている者を特定するための措置を講じる。

26. 私たちは、通過中や到着後の全ての人々の人権と基本的自由を保護し続ける。私たちは、差別無しにそして法的または移住の地位若しくは輸送手段を考慮せずに、彼らの到着に際して、通過中に身体または精神の虐待に晒されてきている人々の当面の必要なものに対処することの重要性を強調する。このために、私たちは、難民と移民の大規模な移動を受け入れる諸国に対する能力構築を、その要請に基づいて、強化するため適切な支援を考慮する。

27. 私たちは、定期的でない移動に特に関連して、難民と移民の安全でない移動に対処することを決意している。私たちは、亡命を求める権利を害することなしにそのようにする。私たちは、多くの難民と移民が苦しんでいる搾取、虐待そして差別と闘う。

28. 私たちは、通過中に命を失った大多数の人々に心の底からの気遣いを表明する。私たちは、海上で窮地にある人々を救助するために既に為された努力を称賛する。私たちは、搜索救助メカニズムを強化することに関する国際協力を強めることを約束する。私たちは、海で立ち往生させられている人々と船舶の所在についての正確なデータの利用可能性を改善するためにまた活動する。さらに私たちは、危険なまた孤立した経路に沿った土地についての救助努力に対する支援を強化する。私たちは、第一に、そのような経路の使用に関与したリスクに注目する。



29. 私たちは、起点となる国から到着国への旅の期間中の女性と子どもの特別な脆弱性を認識し、そして対処するための措置を講じる。このことは、差別と搾取、並びに性的な、身体的なまた精神的な虐待、暴力、人身取引および現代の奴隷の形態に彼らが晒される可能性があることを含んでいる。

30. 私たちは、国家に対し、HIV に対する脆弱性と移民や移動する住民が、並びに難民や危機の影響を受けた住民が経験した具体的な健康管理の必要性に対処すること、また社会的な烙印、差別および暴力を減らすための措置を講じること、並びにそのような制限および自分の HIV の状態に基づく人々の入国拒否を除くことを目的として、HIV の状態に基づく入国制限に関する政策を再検討し、そして HIV 予防、治療、看護および支援に対する彼らのアクセスを支援することを奨励する。

31. 私たちは、難民と移民の大規模な移動に対する私たちの対応が、ジェンダーの視点を主流化し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを促進し、そして女性と女児の人権を十分に尊重しまた保護することを確実にする。私たちは、最大限まで性的およびジェンダーに基づく暴力と闘う。私たちは、性と生殖に関する保健医療サービスに対するアクセスを提供する。私たちは、難民と移民の女性と女児に対する多元的なまた交差している形態の差別に取り組む。同時に、難民と移民のコミュニティにおける女性の著しい貢献と指導力を認識しつつ、私たちは、現地の解決と機会の策定における女性の完全な、平等なそして意味ある参加を確保するために活動する。私たちは、女性、女児、男児および男性の異なる必要性、脆弱性そして能力を考慮する。

32. 私たちは、子どもの最善の利益に常に主要な考慮を与えつつ、その地位に関わりなく、全ての難民と移民の子どもの人権と基本的自由を保護する。これは、特に付き添いのいない子どもそして家族から引き離された子どもに適用する。私たちは、彼らの看護を、関連する国内の子供保護当局そしてその他の関連する当局に任せる。私たちは、児童の権利条約<sup>7</sup>の下での私たちの義務を遵守する。私たちは、基本的な保健、教育および心理社会的発展に備えて、また私たちの領域における全ての出生の登録に備えて、準備するため活動する。私たちは、全ての子どもが、到着から数か月以内に教育を受けることを確実にすることを決意し、そして私たちは、要求された場合、受け入

---

<sup>7</sup> 国際連合、条約集、第 1577 巻、No.27531。

れ諸国に対する支援を含めて、このことを促進するため予算上の準備に優先権を与える。私たちは、難民と移民の子どもに、彼らの権利と能力を十分に実現するための養育環境を提供するため努力する。

33. 国際的な境界を越えたか、または越えることを求めている全ての個人が、彼らの法的地位、入国および滞在の評価において適法手続の権利を有していることを再確認しつつ、私たちは、国境を越えた移動を犯罪化する政策を再検討することを考慮する。私たちは、これらの評価を進める一方で、拘留に対する代替手段をまた追求する。更に、子どもの最善の利益において、移民の地位を決定する目的のための拘留は、あったとしても、極めて稀であることを認識しつつ、私たちは、子どもの人権を尊重する条件の下でまた子どもの利益を、主に考慮するものとして、考慮するやり方で、できるだけ短期間の間、少なくとも制限的な場において、最終手段の措置としてのみそれを使い、そして私たちは、この慣行を終わらせることに向けて活動する。

34. 越境組織犯罪に対する国際連合条約および二つの関連するその議定書<sup>8</sup>の重要性を再確認しつつ、私たちは人身売買および移民の密入国を防止することと闘うことに関する関連する国際文書の批准、加入並びに実施を奨励する。

35. 私たちは、大規模な移動における難民と移民は、不正に売買されるまた強制労働に服従させられる非常に大きなリスクがある。私たちは、国際法の下での私たちの義務を十分に尊重して、人身取引の被害者または不正な取引のリスクがある者を特定するための対象を特定した措置を通したものを含めて、その根絶を目的として人身取引と密航者と強力に闘う。私たちは、人身取引の被害者に対し支援を提供する。私たちは、立ち退きにより影響を受けた者の中の人身取引を防止するため活動する。

36. 関与した犯罪ネットワークを破壊することおよび取り除くことを目的に、私たちは、密航者、人身取引および海上の安全に関する国際法の下での私たちの義務に一致することを確保するため私たちの国内法令を再検討する。私たちは、人身売買と闘う国際連合世界行動計画<sup>9</sup>を履行する。私たちは、国のまた地域の人身取引対策政策を制定するかまたは適切な場合には、改善する。私た

---

<sup>8</sup> 同書、第 2225 卷、2237 卷および 2241 卷、No.39574。

<sup>9</sup> 決議 64/293。

ちは、アフリカ連合の人身取引および移民の密入国に関するアフリカの角イニシアティブ、人、特に東南アジア諸国連合の女子および児童の取引に対する行動計画、人間の取引の撲滅に向けた欧州連合戦略 2012-2016、および西半球における人の取引に対する作業計画などの地域的イニシアティブに留意する。私たちは、人身取引および密航者の防止並びに商人および密航させる者の起訴に関する、出発、通過並びに目的地の諸国間の、地域的にまた二国間に基づく、強化された技術協力を歓迎する。

37. 私たちは、強制移送を含む、難民と移民の大規模な移動を駆り立てるものと根本原因並びにとりわけ脆弱性を変え、貧困と闘い、自立と強靱性を改善し、強化された人道開発の結び付きを確実にし、そして平和構築努力との調整を改善する、延々と続く危機に対処するアプローチに賛成する。このことは、合同且つ公平な必要性の評価と制度的な職務権限を越えた協力を促進することに基づく、調整された優先順位を付けられた対応に関与する。

38. 私たちは、二国間に基づき、地域的なまた国際的な協力を、当面の人道上の必要なものに対するまた長期の開発に必要なものに対する両方に対応することを受け入れ国と共同体に可能にするために、適切な、柔軟な、信頼に足るまた持続的な人道的な資金供与を、提供するための措置を講じる。適切な場合には、追加の資源を考慮しつつ、人道上の資金調達におけるギャップに対処する必要がある。私たちは、加盟国、国際連合組織およびその他の関係者の中のまた国際連合と、適切な場合には、世界銀行のような国際金融機関との間のこれに関連した緊密な協力を期待している。私たちは、既存の資源のより効果的な使用を確保するために、革新的な資金調達対応、影響を受けた共同体に対するリスク・ファイナンスおよび管理経費の削減、透明性の改善、国内の対応者の使用の増加、現金支援の使用の拡大、重複の削減、受益者との関与の増加、用途を特定した資金を減らすこと、および報告を調和させることなどのその他の効率性の実施を心に描いている。

39. 私たちは、私たちの社会において、難民と移民に対する外国人排斥、人種主義および差別と闘うことを約束する。私たちは、適切な場合には、そして教育に対するアクセス、保健医療、司法および語学研修に特に関連して、彼らの統合や包摂を改善するための措置を、講じる。私たちは、これらの措置が、周縁化や過激化のリスクを削減することを認識している。統合や包摂に関連する国の政策は、宗教的倫理に基づいた社会活動の組織を含む市民社会組織、民間部門、使用者および労働者団体並びにその他の利害関係者と協力して、適切な場合、策定されることになる。私たちは、

難民と移民の受け入れ諸国の法と規則を遵守するという難民と移民に対する義務にまた留意する。

40. 私たちは、特に国家当局によるデータ収集の改善の重要性を認識し、そして私たちは、この目的に向かって、能力構築、金融支援および技術援助を通じたものを含めて、国際協力を強める。そのようなデータは、性別および年齢で分けられまた規則的な流れと不規則な流れに関する情報、移民と難民の移動の経済的影響、人身取引、難民、移民と受け入れコミュニティの必要性並びにその他の問題を含むべきである。私たちは、適用可能ならば、データ保護に関する私たちの国内法令、そして場合に応じて、プライバシーに関連する私たちの国際義務に適合してそうする。

### III. 移民に対する公約

41. 私たちは、常にその移民の地位に関わりなく、全ての移民の安全、尊厳および人権並びに基本的自由を保護することを約束する。私たちは、国内法令を考慮しつつ、帰国および再入国を含む、安全な、秩序あるそして規則的な移民を促進しまた確保するため緊密に協力する。

42. 私たちは、関連する国際法に従って、領事の保護、援助および協力を通じたものを含めて、海外の私たちの移民コミュニティの権利を保護すること、その利益を保護すること、そして支援することを約束する。私たちは、誰でも自らの国を含むあらゆる国を去りそして自らの国に戻る権利を有していることを再確認する。私たちは、それぞれの国家が、当該国の国際義務に従うことを条件として、自国領域に入ることを誰に認めるかを決定する主権を持っていることを同時に想起する。私たちは、その戻ってくる国民に再入国を認めなければならないことそして国内法令に従って、その国籍の確認に続いて、甚だしい遅滞なしに、彼らが正しく迎え入れられることを確保しなければならないことをまた想起する。私たちは、通過の、目的地のそして戻る諸国における移民の到着に関連した様々な過程について彼らに知らせるための措置を講じる。

43. 私たちは、大規模な移動を創り出すかまたは悪化させる駆り立てるものに対処することを約束する。私たちは、移民が発生する国におけるものを含めて、大規模な移動の結果をもたらしているかまたは貢献する、要因を分析しそして対応する。私たちは、コミュニティや個人が、その故国で平和にまた繁栄して暮らすことを許す条件を創り出すため協力する。移住は、必須ではなく、選択であるべきである。私たちは、その目的が極度の貧困と不平等を撲滅すること、持続可能な開発

のためのグローバル・パートナーシップを活性化すること、国際的な人権と法の支配に基づく平和で包摂的な社会を促進すること、釣り合いのとれた、持続可能なそして包括的な経済成長と雇用のための条件を創り出すこと、環境の悪化と闘うこと、そして自然災害と気候変動の悪影響に対する効果的な対応を確保することを含む、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施するために、とりわけ、措置を講じる。

44. 教育機会の欠如が、しばしば、特に若い人々の移住のためのプッシュ要因であることを認識しつつ、私たちは、教育機関におけるものを含む、移民が発生する国における能力を強化することを約束する。私たちは、移民が発生する国における、特に若い人々のための雇用機会を高めることをまた約束する。私たちは、移民が発生する国における人的資本に関する移住の影響をまた認める。

45. 私たちは、移住者に起こり得る意図しない悪い結果を調査する目的で、私たちの移住政策を再検討することを審議する。

46. 私たちは、国際的な移住が、一貫したそして包括的な対応を要求している移民が発生する国、通過国および目的地国の開発のための主要な関連性の多次元的な実現であることもまた認識している。移民は、彼らを受け入れた社会における経済的および社会的発展に対してまた地球規模の富の創造に対して積極的なまた心の底からの貢献を果たすことができる。彼らは、人口の傾向、労働力不足そして受け入れ社会におけるその他の課題に対応するのを助けることができ、また受け入れ社会の経済に対して新鮮な技能と活気を加えることができる。私たちは、経済発展と再建における国外離散者の関与を通じたものを含めて、移民が発生する国に対する移住の開発利益を認識する。私たちは、労働移動の経費を削減することを約束しそして送り出す国と受け入れる国との間の倫理的な募集政策と実践を促進する。私たちは、取引経費の削減を通じたものを含む、源泉国と受け入れ国双方における移民の送金のより早い、より安いそしてより安全な振替並びに国外離散者とその出身国との間の交流の支援を促進する。私たちは、これらの貢献が、より広く認識されそして実際、2030 アジェンダの実施における文脈において強化されるようにしたい。

47. 私たちは、移住のあらゆる側面が、世界的な、地域的なそして国の持続可能な開発計画においてまた人道、平和構築および人権政策と計画において、統合されることを確実にする。

48. 私たちは、全ての移住労働者とその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約<sup>10</sup>を批准すること、または加入することをしていない国家に対し、そうすることを考慮することを求める。私たちは、関連する国際労働機関条約に加入していない国家に対し、適切な場合には、そうすることを考慮することをまた求める。加えて、私たちは、移民が国際条約の様々な規定の下で権利と保護を享受することに留意する。

49. 私たちは、移住のグローバル・ガバナンスを強化することを約束する。それ故私たちは、移住に関するグローバルな主導的機関としてその加盟国によりみなされる機構の、国際移住機関に、関連組織としての国際連合とのより緊密な法的および仕事上の関係をもたらす協定<sup>11</sup>を暖かく支援しまた歓迎する。私たちは、移民をより包括的に支援しまた保護し、移住問題に対処する国家を助けそして移住と関連する政策領域との間のより良い一貫性を促進するこの協定の実施に期待する。

50. 私たちは、関連する国の当局と調整して、場合に応じて、活動しつつ、紛争または自然災害を経験している諸国の移民を、偏らずにまた必要性に基づいて、支援する。全ての国家がそれに参加するわけではないことを認識すると同時に、私たちは、危機にある国における移民イニシアティブとナンセン・イニシアティブに由来する災害および気候変動の文脈における国境を越えた避難民の保護のためのアジェンダを、これに関連して留意する。

51. 私たちは、脆弱な状況にある移民の人権の保護に関する原則と実際の指導を策定するためグローバル・マイグレーション・グループにより為された活動に留意する。

52. 私たちは、難民としての国際的保護の資格があたえられないまた援助を必要とする可能性のある脆弱な状況にある移民、特に付き添いのいないそして家族から引き離された子どもの処遇について、国際法に適合した、拘束力のない指導原則と自発的な指針を策定することを審議する。この指導原則と指針は、全ての関連する利害関係者の関与を得てまた国際移住と開発に関する事務総長特別代表、国際移住機関、国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合難民高等弁務官事務所およびその他の国際連合システムの組織からの情報を得て国家主導過程を使いつつ策定されることにな

---

<sup>10</sup> 国際連合、条約集、第 2220 巻、No.39481。

<sup>11</sup> 決議 70/296、添付文書。

る。これらは、移民を保護しまた支援する国の努力を補完するであろう。

53. 私たちは、難民としての資格が与えられないまたその国の条件のために故国への帰国ができない移民に対して帰国に対する暫定的な保護を提供するという幾つかの国家の意思を歓迎する。

54. 私たちは、2030 アジェンダに沿った移住を促進するために、国際法に従って、既存の二国間の、地域的なそして地球規模の協力とパートナーシップ・メカニズムに基礎を置く。私たちは、移民が発生する国、通過国および目的地国、国際機構、国際赤十字並びに赤新月社運動、地域的な経済組織、および地方の政府当局の中の、並びに関連する民間部門の要員募集者および使用者、労働組合、市民社会および移民と離散者集団との、この目的に向かっての、地域的な協議過程を通じたものを含む、協力を強化する。私たちは、移民の最初の受け付け者である現地当局の特別な必要性を認識する。

55. 私たちは、国際的な移住と開発に関する第一回および第二回ハイレベル対話を含む、国際連合システムの中の国際的な移住と開発問題に関して為された進展を認識する。私たちは、強化された地球規模のまた地域的な対話および移住に関して深められた共同作業、特に最善の慣行の交換および相互学習並びに国のまたは地域の活動の開発を通じたもの、を支援する。私たちは、移住と開発に関するグローバル・フォーラムの価値ある貢献をこれに関連して留意しそして移住および開発に関するマルチ・ステークホルダーの対話の重要性を認める。

56. 私たちは、子どもが、自らの移住地位または自らの親の移住地位のために、犯罪者として扱われたりまたは懲罰的措置の対象とされたりするべきではないことを断言する。

57. 私たちは、適切な場合には、雇用創造、全ての技能レベルでの労働移動、環状の移動、家族の再統合、および教育関連機会を含む、安全な、秩序ある、そして規則的な移動のための機会を促進することを審議する。私たちは、その地位に関わりなく、移住労働者に対する最低労働条件の適用、並びに募集およびその他の移住関連経費、送金の流れ、技能および知識の移転並びに若い人々のための雇用機会の創設に対して特別な注意を払う。

58. 私たちは、国際法に沿った国内法令を考慮しつつ、目的地国における滞在の許可を持ってい

ない移民が、安全な、秩序あるそして尊厳のあるやり方で、なるべくなら自発的に、自らの出身国または国籍国に、全ての国家の国際義務に従って、帰国できることを確保することにおいて、出身国または国籍国、通過国、目的地国およびその他の関連する諸国の中の協力を強く奨励する。私たちは、帰国および再入国に関する協力が、移住に関する国際協力の重要な要素を形成することに留意する。そのような協力は、適切な身元特定と関連する渡航書類の提供を確保することを含むであろう。自発的なものであれまた異なったものであれ、帰国のあらゆる型は、国際人権法の下での私たちの義務に適合しそしてノン・ルフールマンの原則を遵守したものでなければならない。それはまた、国際法の規則を尊重すべきでありそして加えて、子どもの最善の利益と適法手続に合わせて実行されなければならない。これらは、効力を有する国家にのみ適用されることを認識すると同時に、私たちは、既存の再入国協定が、十分に実施されるべきであることを認める。私たちは、帰国した者のための強化された迎え入れと再統合支援を支援する。特別な注意が、子ども、高齢者、障がい者および人身取引の被害者のような、帰国した脆弱な状況にある移民の必要性に、払われるべきである。

59. 私たちは、移民の子どもの脆弱性を考えると、子ども、特に付き添いのいない移民の子ども、の人権を保護するという、そして子どもの最善の利益は、全ての関連する政策における主要な考慮すべき事柄であることを確保しつつ、基本的な保健、教育および心理社会的サービスに対するアクセスを提供するという、私たちの公約を再確認する。

60. 私たちは、とりわけジェンダーの視点を移住政策に統合することにより、また女性と女兒に対する人の取引と差別を含む、ジェンダーに基づく暴力と闘う国内法、制度および計画を強化することにより、移住した女性と女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を認識している。

61. 特に極度に脆弱な条件の時に、移民の福祉と社会への彼らの統合を促進することに対する、非政府組織を含む、市民社会の貢献、およびそのような組織の取組に対する国際社会の支援を認識すると同時に、私たちは、国際的な移住により与えられた課題と機会への対応を見い出すため諸政府と市民社会との間のより深い交流を奨励する。

62. 私たちは、国際移住と開発に関する事務総長特別代表、ピーター・サザーランド氏が、2016年の末前までに、移住に関する国際協力と国際連合の関与を強化する方法を提案する報告書を提出



することに留意する。

63. 私たちは、2018年に開催されることになっている政府間会議において、安全な、秩序あるそして規則的な移住のためのグローバル・コンパクトの採択に至る政府間交渉の過程を、2016年に、始めることを約束する。私たちは、総会議長に対し、交渉過程に関連する様式、期限およびその他の実用的な事柄の決定のための準備をすることを招請する。この過程に関する更なる詳細は、本宣言の添付文書Ⅱに定められている。

#### IV. 難民に対する公約

64. 武力紛争、迫害、およびテロリズムを含む暴力は、大規模な難民移動を起こす要因の一つであることを認識しつつ、私たちは、そのような危機状況の根本原因に対処するためまた平和手段により紛争を防止または解決するため活動する。私たちは、紛争の平和的解決、紛争の予防および要求された長期の政治的解決の達成のために可能なあらゆる方法で活動する。予防外交および国家と国際連合によってなされた紛争に対する早期対応は、決定的に重要である。人権の促進もまた、決定的に重要である。加えて、私たちは、良い統治、法の支配、効果的な、説明責任のあるそして包括的な機関、および国際的な、地域的な、国のそして地方のレベルでの持続可能な開発を、促進する。国際人道法が、武力紛争の全ての当事者により尊重されるならば、立ち退きは削減されることができると認識しつつ、私たちは、人道原則と国際人道法を維持する私たちの公約を更新する。私たちは、紛争時の文民を保護する法に対する私たちの尊重もまた確認する。

65. 私たちは、国際的な難民保護体制の基礎としての難民の地位に関する1951年条約<sup>12</sup>とその1967年議定書<sup>13</sup>を再確認する。私たちは、当事国によるその完全且つ効果的な適用の重要性およびそれが具体化している価値を認識する。私たちは、148か国が、いま一つのまたは両方の当事国であることに満足しつつ留意する。私たちは、当事国でない国家に対し、これらの文書に加入することを考慮することそして留保している当事国に対し、留保の撤回を考慮することを奨励する。私たちは、国際難民文書の当事国でない多くの国家が、難民を受け入れることに対して寛大な対処方を示してきていることをまた認識する。

---

<sup>12</sup> 国際連合、条約集、第189巻、No. 2545。

<sup>13</sup> 同書、第606巻、No.8791。

66. 私たちは、国際難民法、国際人権法および国際人道法が、難民の保護を強化するための法的枠組を提供していることを再確認する。私たちは、保護を必要としている全ての人に対する保護を、この文脈において、確実にする。私たちは、アフリカにおける難民問題の具体的な側面を管理するアフリカ統一機構条約<sup>14</sup>および難民に関するカルタヘナ宣言のような、地域的難民文書に留意する。

67. 私たちは、亡命の制度および亡命を求める権利に対する尊重を再確認する。私たちは、国際難民法に従ってノン・ルフールマンの基本原則に対する尊重と遵守をまた再確認する。

68. 私たちは、難民保護体制に対する国際協力の重要な地位を強調する。私たちは、難民の大規模移動が国の資源に置く負担、特に途上国の場合、を認識している。難民および受け入れ国の必要性に対処するため、私たちは、既存の貢献と国家間の能力と資源の違いを考慮すると同時に、世界の難民を受け入れることと支援することに対する負担と責任のより公平な分担を約束する。

69. 私たちは、難民の大規模な移動に関与しているそれぞれの状況について、包括的な難民対応が、受け入れ諸国を含む、関連国家および関与しているその他の関連する国際連合組織と緊密に調整して、国際連合難民高等弁務官事務所により策定されまた始められるべきであると信じている。このことは、国家および地方当局、国際機構、国際金融機関、市民社会のパートナー（宗教的倫理に基づいた社会活動の組織、国外離散者組織および学界を含む）、民間部門、メディアおよび難民自身を含むマルチステークホルダー・アプローチに関与すべきである。この種の包括的な枠組は、本宣言に添付されている。

70. 私たちは、難民入国政策または準備が、国際法の下での私たちの義務に沿っていることを確保する。私たちは、可能な範囲で、難民入国手続を加速する目的で、行政的障害が緩和されるのを見たいと思う。私たちは、適当と認められる場合に、難民の早いまた効果的な登録と文書作製を実施する国家を支援する。私たちは、子どもに適切な手続への子どものアクセスをまた促進する。同時に、私たちは、難民が選択した国における亡命請求を提出する難民の能力は、彼らがいずれの場所でも保護に対するアクセスと享受を有するであろう保護条項を条件として、規制される可能性があることを認識する。

---

<sup>14</sup> 同書、第 1001 巻、No. 14691。

71. 私たちは、難民のための住民登録と文書作製に対するアクセスを促進する措置の採択を奨励する。私たちは、保護手段としての早いまた効果的な登録と文書作製の重要性および人道援助の提供を促進することをこれに関連して認識する。

72. 私たちは、無国籍が強制移送の根本原因となることができること、そして次に、強制移送が無国籍の結果をもたらしていることを認識する。私たちは、10年以内に無国籍を終わらせる国際連合難民高等弁務官事務所のキャンペーンに留意しそして私たちは、国家に対し、国家が無国籍の出来事を削減するために取ることができる行動を考慮することを奨励する。私たちは、無国籍者の法的地位に関する1954年条約<sup>15</sup>と無国籍者の減少に関する1961年条約<sup>16</sup>にまだ加入していない国家に対し、加入することを考慮することを奨励する。

73. 私たちは、難民キャンプが、例外であるべきでありそして、可能な範囲で、非常時に反応した暫定措置であるべきことを認識している。私たちは、世界中の難民の60パーセントが都市部の環境にいてそして少数が難民キャンプにいることに留意する。私たちは、難民および受け入れコミュニティに対する援助の提供が、関連する状況に適合させられることを確実にする。私たちは、受け入れ国家が、難民キャンプと居留地の非軍事的且つ人道的性格を確保する主要な責任を持っていることを強調する。私たちは、この性格が、武装した分子の存在や活動により損なわれないことを確保するためまたキャンプが、その非軍事的性格に反する目的のために使われないことを確保するため活動する。私たちは、受け入れ国の要請でまた同意を得て、難民キャンプと周辺の現地のコミュニティにおける安全を強化するため活動する。

74. 私たちは、大規模な難民人口を受け入れている諸国により今日までに為された臨時的寛大な貢献を歓迎し、そしてこれらの諸国に対する支援を増加するため活動する。私たちは、関連する会議で為された誓約が、迅速に支払われることを求める。

75. 私たちは、難民状況の最初から解決に向けて活動することを約束する。私たちは、安全且つ威厳をもった持続可能なまた時宜を得た帰国に焦点を絞った、特に長引く難民状況における、恒久

---

<sup>15</sup> 同書、第360巻、No. 5158。

<sup>16</sup> 同書、第989巻、No. 14458。

的な解決を積極的に促進する。このことは、帰還、社会復帰、復旧と再建活動を網羅している。私たちは、国家およびその他の関連する関係者に対し、とりわけ、資金の割り当てを通して支援を提供することを奨励する。

76. 私たちは、自発的な帰還が、出身国における政治的解決の成就を必ずしも条件とするべきではないことを再確認する。

77. 私たちは、第三国への入国が認められるためにまたは移住するために難民が利用可能な法的な道筋の数と範囲を拡大する意図である。難民の窮状を緩和することに加えて、このことは、大規模な難民人口を受け入れている諸国および難民を受け入れる第三国にとって利益がある。

78. 私たちは、まだ移住計画を確立していない国家に対し、できるだけ早い機会に、そうすることを考慮することを促す。既にそのようにしている国家は、その計画の規模を増加することを考慮することが奨励される。国際連合難民高等弁務官事務所により特定された年間の移住の必要性が満たされることを可能にする規模で、移住の場所と入国のためのその他の法的な道筋を提供することが私たちの目的である。

79. 私たちは、既存の人道の入国計画の拡大、医学的理由の避難を含む可能性のある一時的な避難計画、家族の再統合を支援するための柔軟な準備、個人の難民に対する私的な資金供与、および民間部門パートナーシップを通じたものを含む難民に対する労働移動のための並びに奨学金および学生査証などの教育のための機会のような、措置を策定することを審議する。

80. 私たちは、保健、住まい、食料、水および衛生等などの、主要な人命を守る部門における欠くことのできない支援を確保するため、難民に対して人道援助を提供することを約束している。私たちは、特定の場所で利用可能な知識と能力を用いることによるものを含めて、これに関連して受け入れ諸国およびコミュニティを支援することを約束する。私たちは、難民と受け入れコミュニティの両方に利益をもたらす、コミュニティに基盤をおく開発計画を支援する。

81. 私たちは、全ての難民の子どものために安全な学習環境の中で、上質の初等および中等教育を提供すること、そして最初の追い立てから数か月以内にそうすることを決意している。私たちは、

これに関連して、受け入れ諸国に支援を提供することを約束する。受け入れコミュニティに対するものを含めて、上質の教育に対するアクセスは、追い立てられた状況において、特に紛争や危機の状況において、子どもと青年に対する基本的な保護を与えている。

82. 私たちは、難民の子どものための早期の児童教育を支援する。私たちは、第三次の教育、技能訓練および職業教育をまた促進する。紛争および危機の状況において、高等教育は、変革のための強力な推進者として役立ち、未来に対する希望を維持することにより若い男性や女性の重要な集団を守りそして保護し、包摂と無差別を助長し、そして紛争後の諸国の復興と再建のための促進の働きをするものとして行動する。

83. 私たちは、難民のコミュニティの基本的な保健の必要性が満たされること、そして女性と女兒が、欠くことのできない保健医療サービスに対するアクセスを持つことを確保するため、活動する。私たちは、これに関連して、支援を受け入れ諸国に提供することを約束する。私たちは、適切な場合には、国内の社会保護制度の枠組の範囲内で難民の保護のための国内戦略をまた策定する。

84. 個々の国家により講じられた積極的な措置を歓迎しつつ、私たちは、受け入れ政府に対し、難民に対してその労働市場の開放を考慮することを奨励する。私たちは、例えば、雇用創出や所得創出計画で支援しつつ、受け入れ諸国と受け入れコミュニティの強靱性を強化するため活動する。これに関連して、私たちは、若い人々の可能性を認識しそして開発の推進者となることを若い人々に許す成長、雇用および教育のための条件を創造するため活動する。

85. 難民の大規模な移動により与えられる課題に対抗するために、緊密な調整が、様々な人道関係者と開発関係者の中に必要とされることになる。私たちは、計画と行動の中心に最も影響するものをそこに置くことを約束する。受け入れ政府とコミュニティは、関連する国際連合組織、地方当局、国際金融機関、地域的な開発銀行、二国間ドナー、民間部門および市民社会からの支援を必要とする可能性がある。私たちは、人道関係者と開発関係者との間の繋がりを強化し、機関の職務権限を越えた協力を促進し、そして自立と強靱性を築くことを助けることにより、持続可能な解決のための基礎を据えるために全てのそのようなプレーヤーに従事している共同の対応を強く奨励する。直接の人道上のまた開発の必要性を満たすことに加えて、私たちは、難民の大規模な移動により影響を受けた地区における環境の、社会的なそして社会基盤の再建を支援するため活動する。

86. 私たちは、難民の必要性と利用可能な資源との間の著しい格差に懸念をもって留意する。私たちは、幅広い様々なドナーからの支援を奨励しそして私たちは、この格差を狭めるために、特定の用途に向けられているものを減らしそして複数年の資金調達を増やすことで、より柔軟でまた予測可能な人道資金調達を行うための措置を講じる。国際連合難民高等弁務官事務所や国際連合パレスチナ難民救済事業機関などの国際連合組織およびその他の関連する機構が、その活動を効果的にまた予測可能なやり方で実行することを可能にする為十分な資金調達を必要としている。私たちは、世界銀行および多数国間開発銀行の関与の増加並びに影響を受けた共同体のための譲与的開発融資に対するアクセスの改善を歓迎する。更に、難民のコミュニティと受け入れ諸国を支援する民間部門の投資が、今後何年間にわたって、非常に重要になることは明らかである。市民社会はまた、難民の必要性に対処することにおいて世界のあらゆる地域で主要なパートナーである。

87. 私たちは、アメリカ合衆国、カナダ、エチオピア、ドイツ、ヨルダン、メキシコ、スウェーデンそして事務総長が、2016年9月20日の難民に関するハイレベル会合の主催国を務めることに留意する。

## V. 私たちの公約に対するフォローアップと再検討

88. 私たちは、私たちが今日行っている全ての公約の組織的なフォローアップと再検討を確保するため準備が必要であることを認識している。従って、私たちは、事務総長に対し、本日のハイレベル会合で為された公約を実施することにおいて加盟国および国際連合により為された進展が、適切な場合には、持続可能な開発のための2030アジェンダに関連して、総会に対して提供される定期評価の対象となることを確保することを要請する。

89. 加えて、本宣言の関連する側面を再検討することにおける役割が、国際的な移住と開発に関する定期的なハイレベル対話および総会に対する国際連合難民高等弁務官の年次報告書のために、予想されるべきである。

90. 難民と移民の大規模な移動により影響を受けた受け入れ諸国とコミュニティに対する著しい財政的および計画的支援の必要性を認めて、私たちは、事務総長に対し、より一層の効率性、活動

上の有効性およびシステム全体の一貫性を達成する方法、並びに本宣言に示された公約の完全実施を目的として、国際連合の国際金融機関や民間部門との関与を強化する方法について、第 71 会期中の総会に報告することを要請する。

## 添付文書 I

### 包括的な難民対応枠組

1. 今日の難民移送の規模と性質は、私たちに大規模な難民移動に包括的なまた予測可能なやり方で行動することを要求している。国際協力の原則および負担と責任の共有に基づいた包括的な難民対応を通して、私たちは、より良く難民を保護しそして支援しまた受け入れ国家と関与するコミュニティを支援することができる。

2. 包括的な難民対応枠組は、受け入れ諸国を含む関連する国家と緊密に調整した国際連合難民高等弁務官事務所、および難民の大規模な移動に関与している各々の状況について、関与しているその他の国際連合組織により策定されそして始められることになる。包括的な難民対応は、国のまた地方の当局、国際機構、国際金融機関、地域的機構、地域的な調整およびパートナーシップ・メカニズム、宗教的倫理に基づいた社会活動の組織と学界を含む、市民社会のパートナー、民間部門、メディアおよび難民自身を含む、マルチステークホルダー・アプローチに関与すべきである。

3. それぞれの難民の大規模な移動は、本質的に異なるとは言え、以下に指摘された要素は、国際法および最善の国際慣行に従っているまた具体的な状況に適合した、包括的なまた人々中心の難民対応のための枠組を提供している。

4. 私たちは、それが存在する場合、そして普通は以下の要素を含むであろう、全体的な人道対応の不可分のまた異なる部分としての、長引いた状況におけるものを含めて、難民の大規模な移動に関与している各状況のための包括的な難民対応を予想する。

### 迎え入れおよび入国

5. 難民の大規模な移動の最初に、自国の能力と国際的な法的義務を念頭に置きつつ、適切な場合には、国際連合難民高等弁務官事務所、国際機構およびその他のパートナーと協力して、また要請した場合には、他の国家の支援を得て、国際義務に従って、受け入れ国家は、以下のことを行うことにする。

(a) 措置が、難民としての国際的な保護を必要とする人を特定するために整っており、具体的な必要性をもった人々、人身取引の被害者、子どもの保護、家族の結束、性的およびジェンダーに基づく暴力の予防と対応を特に強調して、適切な、安全なそして威厳のある迎え入れ条件を提供することを可能な範囲で確保し、そしてこれに関連して受け入れコミュニティと社会の決定的に重要な貢献を支援する。

(b) 女性と女兒の難民の権利、具体的な必要性、貢献および声を考慮する。

(c) 適切な安全な飲料水、衛生、食料、栄養、住まい、心理社会的支援および性と生殖に関する医療を含む保健医療に対するアクセスを提供すること、そして要求された場合、これに関連して、受け入れ諸国とコミュニティに対して援助を提供することを含む、難民にとって欠くことのできない必要性を評価しそして満たす。

(d) 難民として保護を求めている者を、彼らが亡命を求めた最初の国においてまた彼らの到着後可及的速やかに行うものを含めて、個々に登録しそして文書化する。このことを達成するために、援助が、必要な場合には、関連する関係者やパートナーを伴った国際連合難民高等弁務官事務所により調整されることになる、生物学的技術およびその他の技術的並びに金融的支援などの分野において、必要とされる可能性がある。

(e) 具体的な援助の必要性と、可能な場合、危険な状態にある女性、子ども、特に付き添いのいない子どもや家族から引き離された子ども、子どもが世帯主となっている家庭と一人親家庭、人身取引の被害者、トラウマの被害者および性的暴力の生存者などの、特別な保護の懸念がある難民、並びに障がいをもった難民および高齢者を含むがそれに限らない、保護準備を特定するため登録過程を使用する。



(f) 自国領域で生まれた全ての難民の子どもの直ぐの出生登録を確保するため活動し、そして、適切な場合には、婚姻、離婚、死亡証明書などの民法上の身分に関するその他の必要な文書、を得させることで、早い機会に適切な援助を提供する。

(g) 難民の安全を確保する目的で、難民の人権を維持する、適切な法的予防措置を伴った、措置、並びに受け入れ諸国の合法的な安全上の懸念に対して対応する措置を導入する。

(h) 難民キャンプおよび居留地の非軍事的および人道的性質を維持するための措置を講じる。

(i) 難民の地位の資格がない者の帰国および再入国を促進するため、難民が発生する国、通過国および目的地国の中の共同作業を通したものを含めて、亡命システムの信用性を確実にするための措置を講じる。

#### 当面のまた現在進行中の必要性に対する支援

6. 国家は、多数国間ドナーと民間部門のパートナーと協力して、適切な場合、受け入れ国家と調整して、以下のことを行う。

(a) 包括的な難民対応枠組の範囲内で特定された人道上の必要性を扱うため適切な財政的およびその他の資源を用意する。

(b) 関与している国家、市民社会、宗教的倫理に基づいた社会活動のそして民間部門のパートナーの幅広いパートナーシップを通したものを含めて、迅速な、予測可能な、一貫したそして柔軟な方法で資源を提供する。

(c) 中所得諸国に対する経済的および社会的経費を念頭に置きつつ、非常に多くの数の難民を受け入れている中所得諸国に対し、途上国のために存在している、資金融資の仕組みを拡大するための措置を講じる。

(d) そのような諸国に対する開発資金調達メカニズムを確立することを考慮する。

(e) 難民の大規模移動により影響を受けた環境を保護しそして社会資本を強化するため受け入れ諸国に援助を提供する。

(f) 人道援助の効率的な提供のための現金が主体の提供メカニズムとその他の革新的な手段に対する支援を増加し、適当と認められる場合に、同時に人道援助が、その受益者に届くことを確保するため説明責任を増加すること。

7. 国際連合難民高等弁務官事務所やその他の国際連合組織と協力した受け入れ国家、金融機関およびその他の関連するパートナーが、適切な場合、以下のことを行う。

(a) 既存の人道原則に従って難民に対する人道援助に対して迅速な、安全なそして妨害のないアクセスを提供する。

(b) 保健、教育、社会サービスおよび児童保護などの、適切な国のまた現地のサービス供給者を通して、可能な範囲で援助を提供する。

(c) 女性や子ども並びに具体的必要性を持ったその他の人々の保護とエンパワーメントを特に強調した、難民と受け入れコミュニティに関与するまた年齢やジェンダーに敏感である、助けになる制度やネットワークを確立するため、緊急時の段階の最初から、難民を奨励しまたエンパワーする。

(d) その補完的貢献を認識して、人道的対応に貢献する現地の市民社会パートナーを支援する。

(e) 人道関係者と開発関係者並びにその他の関連する関係者の間の緊密な協力を確保しそして適切な場合には、共同計画を奨励する。

**受け入れ諸国とコミュニティに対する支援**

8. 国家、国際連合難民高等弁務官事務所および関連するパートナーは、以下のことを行う。

(a) 難民に対して要求される援助、国内のおよび地方の当局並びに難民の存在により影響を受けるコミュニティを特定しそして優先順位を付けるために、大規模な難民移動の予想または兆候の後で、共同の、公平なそして迅速なリスクおよび／または影響評価を実施する。

(b) 受け入れコミュニティと難民の利益のために欠くことのできないサービスと社会基盤の提供を強化するため、国内の開発計画に包括的な難民対応枠組を、適当と認められる場合に、組み入れる。

(c) 社会サービスに関する増加した必要性と圧力を目的として、国のまた地方の政府当局並びにその他のサービス供給者のために、政府開発援助を害することなしに、適切な資源を提供するため活動する。

### 恒久的な解決

9. 私たちは、現在の世界中の何百万人も難民が、それを確保することが国際的な保護の主要な目標の一つである、時宜を得たまた恒久的な解決に対するアクセスを持っていないことを認識する。解決のための研究の成功は、断固としたまた持続的な国際協力と支援に大きく左右される。

10. 私たちは、行動が、以下の恒久的な解決、すなわち自発的な帰還、地域的な解決策および移住並びに入国のための補完的な道を追求して講じられるべきであることを信じている。これらの行動は、以下に定める要素を含むべきである。

11. 私たちは、難民が、自らの国へ安全にまた威厳をもって戻るのに役立つであろう条件を成し遂げる主要な目標を再確認しそして暴力と武力紛争の根本原因に取り組みまた紛争の必要な政治的解決と平和的解決を達成し、並びに再建努力を支援する必要性を強調する。この文脈において、難民が発生する国／国籍国は、以下のことを行う。

(a) 誰でも、自身の国を含む、あらゆる国を去る権利と、自身の国に戻る権利を有していることを認める。

(b) この権利を尊重しそしてまた自国民が戻ることを受け入れる義務を尊重する。そしてこのことは、安全に、尊厳をもってそして人道的なやり方また国際法の下での義務に従って人権を十分に尊重して、生じるべきである。

(c) 必要な身元特定と渡航文書を提供する。

(d) 帰国者の社会経済的な再統合を促進する。

(e) 財産の返還を可能にする措置を考慮する。

12. 持続可能な帰還と再統合を確実にするため、国家、国際連合機関および関連するパートナーは、以下のことを行う。

(a) 帰還の自発的性質は、難民が国際的保護を必要とする限り、すなわち、難民が自国の保護を十分に取り戻すことができない限り、必要であることを認識する。

(b) 自発的なまた情報に基づく帰還、再統合および和解を奨励するための措置を計画しそして支援する。

(c) 再建、復興および開発のための資金調達を通したものを含んで、また国の保護の回復と難民の再統合のために必要な法的な、身体的なそしてその他の支援メカニズムへのアクセスを難民に可能にする必要な法的な予防措置と共に、適当と認められる場合に、難民が発生する国／国籍国を支援する。

(d) 特に難民コミュニティとのまた女性と青年の平等な参加を得た、和解と対話を促進するための、また国のそして地方のレベルでの法の支配に対する尊重を確保するための取組を支援する。

(e) 和平および和解プロセスに、女性を含む難民の参加を促進し、そしてそのようなプロセスの成果が、安全にまた威厳をもって、難民の帰国を正しく支援することを確保する。

(f) 将来の移送を防止するための措置として、国の開発計画が、帰国者の具体的な必要性を組み入れそして持続可能なまた包摂的な再統合を促進することを確保する。

13. 自国の能力および国際的な法的義務を念頭におきつつ、受け入れ国家は、国際連合難民高等弁務官事務所、適当と認められる場合に国際連合パレスチナ難民救済事業機関、およびその他の国際連合組織、金融機関並びに適当と認められる場合にその他の関連するパートナーと協力して、以下のことを行う。

(a) 帰化の可能性を含む、あらゆる形態における恒久的な解決に関する決定は、受け入れ国にあることを認識しつつ、難民としての国際的な保護を求めている者またそれが必要な者に対して法的滞在を与える。

(b) 難民の中での差別なしにまた受け入れコミュニティをまた支援するやり方で、適切な場合には、教育、保健医療とサービス、生活機会および労働市場へアクセスするため難民に対する機会を拡大することを誓約することにより自立を促進するための措置を講じる。

(c) 能力を強化された難民が自身のまたそのコミュニティの福祉に対してより良く貢献できることを認識しつつ、とりわけ女性と青年を含む難民が、自らの技能と能力をできるだけ有効に使用できるように措置を講じる。

(d) 長期の解決を可能にすることに向けた欠くことのできない措置としての人的資本、自立および移転可能な技能に投資する。

14. 第三国は、以下のことを行う。

(a) 移住機会と医療避難や人道的入国計画のような措置を通じた難民の入国のための補完的な道、家族の再統合、および技能を持つ移住、労働移動性および教育に対する機会を、補完的措

置としての民間部門の関与と行動を奨励することによるものを含めて、利用可能にすることをまたは拡大することを考慮する。

(b) 最善の慣行を共有すること、情報を知らされた決定を行うため十分な情報を難民に提供すること、そして保護基準を守ることを約束する。

(c) 一時的な人道的な避難計画や入国のその他の形態に加えて、適切な場合には、大量の移送および長引く状況において移住と人道的入国計画のための基準を拡大することを考慮する。

15. まだ移住計画を成立させていない国家は、できるだけ早い機会に、同計画を成立させることが奨励される。既に移住計画を成立させることを行っている国家は、その計画の規模を増やすことを考慮することが奨励される。当該計画は、至る所に差別のない対処方法とジェンダーの視点を組み入れるべきである。

16. 国家は、国際連合難民高等弁務官事務所により特定された年間の移住の必要性が満たされることを可能にする規模で、移住場所やその他の法的な道筋を提供することを目的としている。

## 前進

17. 私たちは、この包括的な難民対応枠組を実施することを約束する。

18. 私たちは、国際連合難民高等弁務官事務所に対し、包括的な難民対応枠組の詳細な現実的適用を評価すること、そして工夫と更なる発展のために範囲を評価することを目的として今後二年間にわたって、国家と関与し、全ての関連する利害関係者と協議することを招請する。この過程は、様々な具体的状況における枠組の実施に伴う現実的な経験により知らされるべきである。目的は、関与している受け入れ諸国が受ける圧力を緩和すること、難民の自立を高めること、第三国定住へのアクセスを拡大することそして安全且つ威厳をもった帰国のため難民が発生した国における条件を支援することである。

19. 私たちは、包括的な難民対応枠組と上述された過程の成果に基づき、難民に関するグローバ

ル・コンパクトの 2018 年の採択に向けて活動する。私たちは、国際連合難民高等弁務官に対し、国際連合高等弁務官事務所の例年の決議案に併せて総会の第 73 会期に総会による審議のために、このような難民に関するグローバル・コンパクト提案を、2018 年の総会に対する彼の年次報告書に含めることを招請する。

## 添付文書 II

### 安全な、秩序あるそして規則的な移住のためのグローバル・コンパクトに向けて

#### I. 序

1. 今年、私たちは、安全な、秩序あるそして規則的な移住のためのグローバル・コンパクトの採択に至る政府間交渉の過程を開始する。

2. このグローバル・コンパクトは、あらゆるその次元における国際的な移住に関する国際連合加盟国間の様々な原則、公約および理解を規定する。それは、グローバル・ガバナンスに対する重要な貢献を行いそして国際的な移住に関する調整を高める。それは、移住および人の移動に関する包括的な国際協力のための枠組を示す。それは、移住の人道上の、開発の、人権関連のそしてその他の側面を含む、国際的な移住のあらゆる側面を扱う。それは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ<sup>17</sup>および第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動計画<sup>18</sup>に基づき、そして 2013 年 10 月に採択された国際的な移住と開発に関するハイレベル対話の宣言<sup>19</sup>から情報を得る。

#### II. 背景

3. 私たちは、移民が発生する国、通過国および目的地国における開発、並びに移住と開発との間の複雑な相互関係に対して、移民と移住により為された重要な貢献を認める。

4. 私たちは、持続可能なまた包括的な開発に対する移住の積極的な貢献を認識する。私たちは

---

<sup>17</sup> 決議 70/1。

<sup>18</sup> 決議 69/313、添付文書。

<sup>19</sup> 決議 38/4。

また、国際的な移住が、一貫したまた包括的な対応を必要とする、移民が発生する国、通過国および目的地国の開発に対する主要な関連性の多次的現実であることまた認識する。

5. 私たちは、移住の地位に関わりなく、移民の人権および人道的取扱いに対する十分な尊重が関与している安全な、秩序あるそして規則的な移住を確保するために国際的に協力する。私たちは、国際法の下での非差別の原則を含む、適用可能な国際法の下での移民の尊厳および彼らの権利の保護に対する尊重を確保する必要性を強調する。

6. 私たちは、国際的な移住の多次的な性格、これに関連した国際的な、地域的なそして二国間の協力と対話の重要性、および地位に関わりなく、全ての移民の人権を、特に移民が発生した時に、保護する必要性は、増加してきていることを強調する。

7. 私たちは、移民の問題に関する政策および活動は、現象の原因や結果を考慮している総合的なアプローチで促進すべきであることを念頭においている。私たちは、貧困、低開発、機会の欠如、貧しい統治そして環境要因が、移住の原因の中にあることを認める。同様に、貿易、雇用および生産的な投資に関する、貧困を削減するための政策は、成長を刺激しそして莫大な開発の可能性を創り出すことができる。私たちは、国際的な経済の不均衡、平和と安全がないことと結びついた、貧困と環境悪化、そして人権に対する尊重がないことが、国際的な移住に影響している全ての要因であることを留意する。

### III. 内容

8. グローバル・コンパクトは、以下の要素を含むが、それに限定されない。

(a) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて認識されたように、移民が発生する国、通過国および目的地国の発展に対する主要な関連性の多次的な実現としての国際的な移住。

(b) 移民とその家族のための潜在的な機会としての国際的な移住。

(c) 開発、貧困根絶および紛争予防と解決における取組の強化を通じたものを含む、移住を



駆り立てるものに対処する必要性。

(d) 持続可能な開発および移住と開発との間の複雑な相互関係に対して移民によって為された貢献。

(e) 計画されたそして十分に管理された移住政策の実施を通じたものを含めて、安全な、秩序ある、規則的なそして責任のある移住と人々の移動の促進。このことは、移住に対する安全な、規則的な道筋の創造と拡大を含む可能性がある。

(f) 移住のガバナンスを改善することを目的としたより一層の国際協力のための範囲。

(g) 移民が発生する国における人的資本に関する移住の影響。

(h) 民間資本の重要な資源および開発に対するその貢献としての送金並びに源泉および受領両国における、取引費用の削減を通じたものを含む、合法的な経路を通じたより早い、より安いそしてより安全な送金の促進。

(i) その移住の地位に関わりなく、女性と子どもを含む、移住者の人権と基本的自由の効果的な保護および脆弱な状況にある移民の具体的な必要性。

(j) 移民の人権を十分に尊重した、国境管理に対する国際協力。

(k) 人身取引、移民の密入国および現代の奴隷の形態と闘うこと。

(l) 人身取引の被害者を特定することおよび一時的居住または定住、そして、適切な場合には、就労許可を含む援助を提供することを考慮すること。

(m) 規則的でない移住の出来事と影響の削減。

(n) 危機にある諸国における移民の状況に対処すること。

(o) 適切な場合には、受け入れ社会における移民の包摂の促進、移民に対する基本的なサービスへのアクセスおよびジェンダーに敏感なサービス。

(p) 移民の地位を規則化する政策の審議。

(q) 移住労働者および不安定な雇用にある者に対する労働の権利と安全な環境の保護、あらゆる部門における女性の移住労働者の保護および環状の移動を含む、労働移動の促進。

(r) 受け入れ諸国に向けた移民の責任と義務。

(s) 帰国と再入国、そして移民が発生した国と目的地国との間のこれに関連した協力の改善。

(t) 国外離散者の貢献を利用することおよび出身国との結び付きを強化すること。

(u) 全ての移民に対する、人種主義、外国人排斥、差別および不寛容と闘うこと。

(v) 国際的な移住の分類されたデータ。

(w) 外国の資格、教育および技能の承認およびもたらされた利益に対するアクセスとその可搬性における協力

(x) 移民のあらゆる側面に関する国の、地域のそして国際的なレベルでの協力。

#### IV. 前進

9. グローバル・コンパクトは、そのための準備が直ぐに始まることになっている、政府間交渉の過程を通して詳述されるであろう。2017年始めに始まることになっている交渉は、そこでグローバル・コンパクトが採択のために提出されるであろう2018年の国際移民に関する政府間会議で最高潮に達する予定である。

10. 国際的な移住と開発に関する第三回ハイレベル対話が、ニューヨークで遅くとも 2019 年までに<sup>20</sup>開催されることになっているので、役目は、進行中のハイレベル対話のために想定されるべきである。

11. 総会議長は、ジュネーブに基盤を置く移住の専門知識の統合を含めて、政府間交渉に関する様式、期限、可能な準備会議の開催およびその他の実用的な事柄の決定を目的とした、国家とのオープンな、透明なそして包括的な協議を主導する、二人の共同仲介者を任命するために早い準備をすることを招請される。

12. 事務総長は、交渉のために適切な支援を提供することを要請される。私たちは、国際連合の事務局と国際移住機関が、交渉のために共同で働き、国際連合事務局が、能力と支援を提供しそして国際移住機関は要求された技術的および政策上の専門知識を出すことを、想定している。

13. 私たちは、国際移住と開発に関する事務総長特別代表、ピーター・サザーランド氏が、移住と開発のためのグローバル・フォーラムとグローバル・マイグレーション・グループにより交渉過程に対して為される貢献を調整するであろうことをまた想定している。私たちは、国際労働機関、国際連合薬物犯罪事務所、国際連合難民高等弁務官事務所、国際連合開発計画、国際連合人権高等弁務官事務所および移住に関する重要な職務権限と専門知識をもったその他の組織が、この過程に貢献するであろうことを想定している。

14. 適当と認められる場合に、既存の協議過程とメカニズムを通したものを含めて、交渉を支援した地域的な協議が、望ましいだろう。

15. 市民社会、民間部門、国外離散者のコミュニティおよび移民組織が、グローバル・コンパクトの準備のための過程に貢献するため招請されるであろう。

---

<sup>20</sup> 決議 69/229、第 32 項を参照。